



青森県報

第一千八号

平成十四年四月十二日（金曜日）

日 次

告 示

- 青森県青年農業者等育成センターの指定………(構造政策課)：一
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可………(漁港漁場整備課)：一
- 公有水面埋立ての承認………(同)：二

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出………(経営振興課)：四
- 土地改良区の定款変更の認可………(農村整備課)：五
- 漁業実習船の建造に係る一般競争入札………(学校施設課)：五

告 示

青森県告示第二百九十九号

一 名 称	社団法人青森県農村開発公社
二 住 所	青森市新町二丁目四の一
三 事 務 所 の 所 在 地	青森市新町二丁目四の一

青森県告示第二百号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年七月十三日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十四年四月四日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで蓬田村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年四月十二日

青森県知事 木 村 守 男

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第五条第一項の規定により、次の法人を青森県青年農業者等育成センターとして指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成十四年四月十二日

青森県知事 木 村 守 男

- 1 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目一の一
青森県
- 2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一六に隣接し、一四〇の六六、一四〇の三八、

一四〇の四三、一四〇の五、一四〇の六五の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成十二年一月二十九日付け指令第三〇七号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一七番地に設置された蓬田漁港原点から九二度一八分八七・九七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一七三度一〇分八七・二〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から二六三度一〇分四八・九二メートルの地点

④の地点 ③の地点から三五三度一〇分八七・一〇メートルの地点

3 面積

四、二六五・八六平方メートル

青森県告示第二百一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、平成十四年四月四日次のとおり公有水面の埋立ての承認をしたので、同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年四月十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 承認を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 承認を受けた者の住所及び名称
東京都千代田区霞が関二丁目一の三

国（国土交通省）

2 代表者の氏名

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

① 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜五一の四、五一の五及び国道一〇一号敷地の地先公有水面

② 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜五一の九、五一の一から五五の二までの海岸線に面した海岸保全施設及び七一から五五の一までの海岸線に面した海岸保全施設の地先公有水面

2 区域

①の区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一の一二の一の地点と一の八の地点を結ぶ平成十二年の秋分日の満潮位（T・Pプラス〇・五二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点① 国調多角点八五七九（北緯四〇度四五分三七・〇七五秒、東経一四〇度〇二分三三・七七五秒）から七〇度一七分四六秒七一〇・三八メートルの地点

○二分三三・七七五秒）から七〇度一七分四六秒七一〇・三八メートルの地点

一の一二の一の地点 基点①から七〇度一七分四二秒二五・〇五メートルの地点

一の三の一の地点 一の一二の一の地点から三三〇度三六分五三秒一・三七メートルの地点

一の四の地点 一の三の一の地点から二五七度五九分二七秒八・七四メートルの地点

一の五の地点 一の四の地点から二六〇度五八分四五秒一九・八六メートルの地点

一の六の地点 一の五の地点から二六一度二六分五九秒一二・九二メートルの地点

一の七の地点 一の六の地点から二五六度〇七分四三秒七・〇九メートルの地点

一の八の地点 一の七の地点から二五六度四五分三一秒三・二七メートルの地点

②の区域 次の各地点を順次に結んだ線及び二の五一の地点と二の二七の地点を結ぶ平成十二年の秋分日の満潮位（T・Pプラス〇・五二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点② 国調多角点八五七九（北緯四〇度四五分三七・〇七五秒、東経一四〇度〇二分三三・七七五秒）から六九度三三分二七秒六二七・二五メートル

二の五一の地点	基点②から二三二度〇九分二四秒一〇・二四メートルの地点	の地点
二の一の地点	二の五一の地点から二五六度〇四分四三秒七・一四メートルの地点	の地点
二の二の地点	二の一の地点から二五三度四七分〇〇秒一〇・九一メートルの地点	の地点
二の三の地点	二の二の地点から二五三度四八分四五秒一一・六一メートルの地点	の地点
二の四の地点	二の三の地点から二五〇度一九分〇五秒一・〇二メートルの地点	の地点
二の五の地点	二の四の地点から二四七度五八分三六秒一〇・三〇メートルの地点	の地点
二の六の地点	二の三の地点から二四四度三一分〇〇秒二一・三七メートルの地点	の地点
二の七の地点	二の五の地点から二四〇度一一分五八秒二〇・一一メートルの地点	の地点
二の八の地点	二の六の地点から二三八度一六分一二秒一・二六メートルの地点	の地点
二の九の地点	二の七の地点から二三五度一八分四三秒二一・一二メートルの地点	の地点
二の一〇の地点	二の八の地点から二三〇度〇六分四七秒一〇・六六メートルの地点	の地点
二の一一の地点	二の九の地点から二三〇度一八分三八秒一九・〇二メートルの地点	の地点
二の一二の地点	二の一〇の地点から二三二八度五〇分三五秒一・六八メートルの地点	の地点
二の一三の地点	二の一二の地点から二三一〇度三四分三三秒五・〇〇メートルの地点	の地点
二の一五の地点	二の一三の地点から二三〇度三四分二四秒一七・〇〇メートルの地点	の地点
二の一六の地点	二の一五の地点から二三三度三三分五七秒五・五一メートルの地点	の地点
二の一七の地点	二の一六の地点から二三三度三三分一二秒一・五〇メートルの地点	の地点
二の一八の地点	二の一七の地点から二三〇度一五分五四秒一九・六三メートルの地点	の地点

2 区域	西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜五二の四から五二の九、五二の一から五五の二までの海岸線に面した海岸保全施設、七一から五五の一までの海岸線に面した海岸保全施設及び国道一〇一号敷地の地先公有水面	の地点
3 面積	次各地点を順次に結んだ線及び二の一二の一の地点と二の二七の地点を結ぶ	の地点
①の区域	二の二七の地点	二の一九の地点
②の区域	二の二六の地点	二の一八の地点
埋立てに関する工事の施行区域	二の二五の地点	二の一九の地点
1 位置	二の二六の地点	二の一九の地点

基点① 国調多角点八五七九 (北緯四〇度四五分三七・〇七五秒、東経一四〇度

○二分三三・七七五秒)から七〇度一七分四六秒七一〇・三八メートルの地点	セ一の六の地点
一の一一の一の地点	セ五の四の地点から一〇三度〇四分二七秒二二・二八メートル
一の三の一の地点	セ六の一の地点
一の一二の一の地点	セ一の六の地点から一八五度二〇分五七秒二六・七六メートル
トルの地点	セ六の一の地点から二三六度四二分五九秒六・六一メートル
セ二の二の一の地点	セ一の七の地点
セ二の二の二の地点	セ六の二の地点
セ二の三の地点	セ一の八の地点
セ二の二の一の地点から三二九度四二分〇三秒一一・二一メートルの地点	セ一の七の地点から二五三度〇八分五七秒五七・二〇メートル
セ二の二の二の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分二一秒一〇・五五メートル
セ二の四の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分二一秒一〇・五五メートル
セ二の三の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分二一秒一〇・五五メートル
セ二の四の地点から二五六度五二分一〇秒一九・九三メートルの地点	セ一の八の地点から一六九度一八分二一秒一〇・五五メートル
セ二の五の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ二の五の地点から二五六度二七分〇五秒四〇・〇九メートルの地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ二の六の地点	セ一の七の地点から二二七の地点
セ二の五の地点から二五〇度〇六分三〇秒一〇・八〇メートルの地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ一の四の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ四の一の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ四の一の地点から二四五度一八分三八秒二二・二一メートルの地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ四の二の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ四の二の地点から二四九度四四分三二秒二二・三七メートルの地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ一の五の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ四の一の地点から二四九度四四分三二秒二二・三七メートルの地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ五の一の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ五の二の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ五の三の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル
セ五の四の地点	セ一の八の地点から一六九度一八分一九秒一四・六三メートル

大規模小売店舗の変更の届出	セ一の六の地点
大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公表する。	セ五の四の地点
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公表する。	セ六の一の地点
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公表する。	セ一の六の地点
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公表する。	セ二の二の地点
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公表する。	セ三の二の地点
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公表する。	セ四の二の地点
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公表する。	セ五の二の地点
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公表する。	セ五の三の地点
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公表する。	セ五の四の地点

公 告

大規模小売店舗の変更の届出
平成十四年四月十二日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 セントラルショッピングセンターむつ	1 提出期限 平成十四年八月十二日
二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大湊興業株式会社	2 提出先 むつ市中央二丁目四九の五外
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名 代表取締役 濱崎正明	3 記載事項 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (3) 意見及びその理由
変更前 株式会社亀屋みなみチエーン 代表取締役社長 南実 秋田県秋田市土崎港北二丁目六 代表取締役社長 原田昭彦 マックスピリュ東北株式会社 の二五 秋田県秋田市土崎港北二丁目六 代表取締役社長 原田昭彦 平成 西・三・六	変更後 菊地健 むつ市栗山町七の四 削除 削除 削除 年変 月日更
四 届出年月日 平成十四年四月二日	
五 届出書の縦覧 1 場所 青森県商工観光労働部経営振興課及びむつ市役所	
2 期間 平成十四年四月十二日から同年八月十二日まで	
3 時間 午前八時三十分から午後四時四十五分まで ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。	
六 意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。	

1 一般競争入札に付する事項 1 調達をする物品の名称及び数量 漁業実習船 一隻	1 土地改良区の定款変更の認可 意見書は、日本語により記載すること。 言語
2 調達をする物品の概要 (2) 船種 船質 第三種漁船 鋼	2 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (3) 意見及びその理由
3 青森県知事 木村守男 木 村 守 男	3 記載事項 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (3) 意見及びその理由
4 土地改良区の定款変更の認可 意見書は、日本語により記載すること。 言語	4 意見書は、日本語により記載すること。 言語
5 漁業実習船の建造に係る一般競争入札 青森県知事 木村守男 木 村 守 男	5 漁業実習船の建造に係る一般競争入札 青森県知事 木村守男 木 村 守 男
6 次とおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十九年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。 平成十四年四月十二日 青森県知事 木村守男 木 村 守 男	6 次とおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十九年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。 平成十四年四月十二日 青森県知事 木村守男 木 村 守 男

- (三) 長さ(垂線間) 五六・五メートル
 (四) 幅(型) 一〇メートル
 (五) 深さ(型) 四・二メートル
 (六) 計画満載吃水(型) 三・九メートル
 (七) 計画総トン数 六六〇トン
 (八) 最大搭載人員 七八名
 (九) その他 入札説明書及び仕様書による。
 二 納入期限 平成十五年三月二十七日
 三 納入場所 八戸港
 四 入札に参加する者に必要な資格
 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号(物品等の競争入札参加資格)、平成十四年一月九日青森県告示第七号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十四年二月一日青森県告示第四十三号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、Aの等級に格付けされた者であること。
 3 国際航海する漁業に関する実習、練習、調査を目的とする国(公團を含む)又は、地方公共団体の船舶(庸船を除く。)で、この入札に係る船舶と同規模以上のもの(鋼船)を建造した実績を有する者又は国際航海する国際トン数五〇〇トン以上の漁業実習船(鋼船)を複数隻建造した実績を有する者であること。
 4 入札に係る船舶の建造をするために船台等必要な設備を現に有する者であること。
 5 提出された技術審査資料により行う技術審査で、この入札に係る船舶の建造をすことができる技術的能力を有すると認められる者であること。
 6 建造された船舶に関する保守点検、修理、及び部品供給等のサービスについて、その体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な対応が可能であると認められる者であること。
 7 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けない者であること。
 五 入札參加資格の確認

入札に参加しようとする者は、あらかじめ四に定める資格を有することの確認を受けるため、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出しなければならない。

- 1 提出期間 平成十四年四月十二日から同月二十四日までのそれぞれの日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前八時三十分から午後四時四十五分までとする。
 2 提出方法及び提出場所 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料は次の場所に持参又は郵送すること。
 1 青森市新町二丁目三の一
 青森県教育庁学校施設課
 電話 ○一七一七三四一九八七三
 2 提出部数 二部
 3 入札説明書の交付 明書による。
 1 入札説明書の交付期間 平成十四年四月十二日から同月二十四日までのそれぞれの日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前八時三十分から午後四時四十五分までとする。
 2 入札説明書の交付場所 青森市新町二丁目三の一
 青森県教育庁学校施設課
 電話 ○一七一七三四一九八七三
 3 交付の方法 入札説明書の交付は直接又は郵送とする。
 七 入札説明会の日時及び場所 入札説明会の日時及び場所等
 八 入札及び開札の日時及び場所等 入札書は郵送による場合を除き、入札の日時までに入札の場所へ持参して提出する。

ることとする。

- 1 郵送による場合の入札書の提出期限及び提出場所
 (一) 提出期限
 平成十四年五月一[十一]日 午後四時四十五分
- (二) 提出場所
 青森市新町二[丁目三]の一
 青森県教育厅学校施設課
- 電話 ○一七一七三四一九八七三
- 2 入札及び開札の日時及び場所
 日時
 平成十四年五月一[十三]日 午前十時
- (二) 場所
 青森市新町二[丁目三]の一
 青森県教育委員会教育委員会室
- 九 入札保証金及び契約保証金
- 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第[二]百十一條、第[百二]十ニ條及び第百五十九條の規定による。
- 十 契約の締結
- 1 落札決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があつたときに本契約を締結することとする。
- 2 落札決定後、当該入札に付する調達契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなければ、当該調達契約を締結しないことがある。
- 十一 落札者決定の方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないときはがあると認めるととも、又は当該者と契約を締結する方が公正な取引の秩序を乱すおそれがあるて著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることがある。
- 十二 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 2 入札条件
 青森県財務規則に定める入札者心得を遵守すれい。
- 3 入札の無効
 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 4 入札書の記載方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もつた金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する。
- SUMMARY
- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
 Fisheries training vessel, 1 scat
- 2 Delivery period:
 27 March 2003
- 3 Delivery place:
 Hatinohé Harbor
- 4 Time limit for tender:
 10:00 a.m. 23 may 2003
 (Tenders submitted by mail: 4:45 p.m.
 22 may 2003)
- 5 Contact point for the notice:
 School Facility Management Division,
 Aomori Prefectural Board of Education
 2-3-1 Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540
 JAPAN
 TEL: 017-734-9873

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚二付十五円一錢	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人